

点検設備に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 C 編, CS 編及び P 編

改正事項

点検設備に関する事項

改正理由

- (1) SOLAS 条約第 II-1 章第 3-6.3.1 規則においては、貨物倉、バラストタンク等の区画への交通について開放甲板から直接アクセスできるものとするのが要求されているが、二重底タンク等については、ポンプ室、ディープ・コファダム、パイプ・トンネル、貨物倉、二重船殻区画又はこれらと同様の区画であって油若しくは危険な貨物を積載する計画のない場所を経由して差し支えない旨規定されている。

本規定に関し、「油若しくは危険な貨物を積載する計画のない」旨の文言が「これらと同様の区画」だけでなく「ポンプ室、ディープ・コファダム、パイプ・トンネル、貨物倉、二重船殻区画」といった区画にも適用するとの解釈もあり得ることから、IACS においてこれを明確にするため審議を行った。その結果、ポンプ室等の区画には油もしくは危険な貨物を積載しないこと等から、「油若しくは危険な貨物を積載する計画のない」旨の文言は「これらと同様の区画」のみに適用することを明確にする統一解釈を定める IACS 統一解釈 SC191(Rev.6)を 2014 年 5 月に採択した。

- (2) 固定点検設備の詳細な規定を定める Technical Provisions (決議 MSC.158(78)) パラグラフ 3.14 においては、タンク上部の甲板からの垂直はしごに踊り場を設ける旨規定しているが、当該規定がどの「甲板」を対象とするかが明確でない。このため、IACS においてこの甲板について明確化すべく審議が行われたところ、当該規定において要求される踊り場の設置は、開放甲板から暗所となるタンク内に直接入った際に十分な視界が確保できないことにより落下した場合の危険性を最小限にとどめることを意図したものであるとの認識から、当該「甲板」を暴露甲板と解釈する旨の統一解釈を定める IACS 統一解釈 SC191(Rev.6)を 2014 年 5 月に採択した。
- (3) 点検設備の代替設備の承認に関する指針である IACS Recommendation No.91 においては、可搬式はしごの固定方法に関する図が示されている。一方で、可搬式はしごの安全な使用に関する指針 IACS Recommendation No.78 においては、当該図に示される固定方法以外のものについてもその使用が認められており、当該図がその他の固定方法を認めていないとの誤解を招きかねないことから、IACS は当該図を削除する IACS Recommendation No.91(Rev.2)を 2014 年 5 月に採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC191(Rev.6)及び IACS Recommendation No.91(Rev.2)に基づき関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 二重底タンク等アクセスする場合に経由して差し支えない区画を明確にした。
- (2) タンク上部の甲板からの垂直はしごが踊り場に接続することが要求されるタンクに関し、そのタンクの境界となる「甲板」を暴露甲板とする旨規定した。
- (3) 可搬式はしごの固定方法を示す図を削除した。